

⑩ 二ツ嶽一件出府日記 九番

嘉永4年(1851)6月

原本：縦24.0cm×横17.0cm

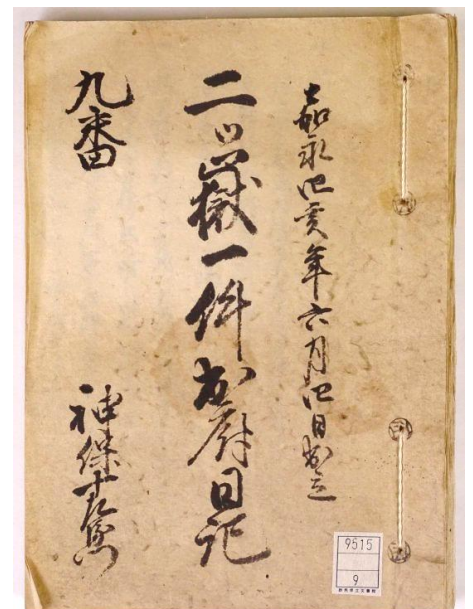
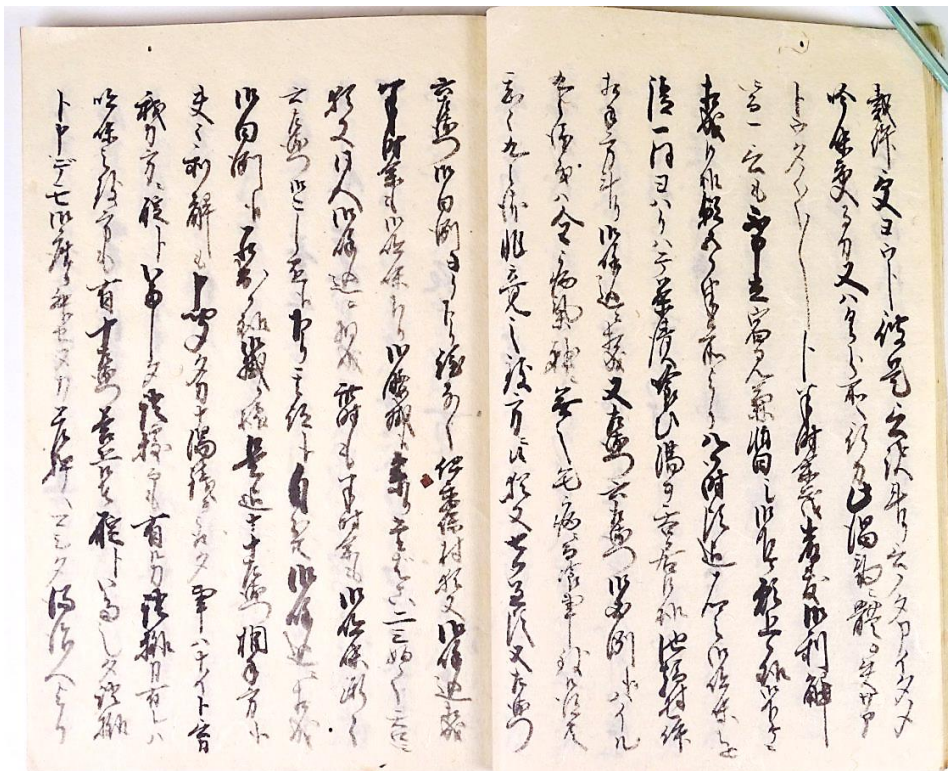
榛名山二つ岳には湯気が立ち上る場所があり、江戸時代の中頃から幕末にかけて、蒸し湯（蒸し風呂）をめぐって周辺村々が度々訴訟を繰り返していました。

この史料は、弘化4年(1847)から続く江戸出訴中の日記の最終巻(9冊目)です。下野田村と伊香保村が結託し、小屋を建てて湯銭を取って営業したと池端村が訴え、4年に及ぶ訴訟が始まりました。ここでは、御白洲において白熱する取り調べの様子が記されています。「ドウダドウダ」など話し言葉が文



字になっている珍しい史料です。

前橋市池端町自治会文書
P 9 5 1 5・No. 9



【⑩】二ツ嶽一件出府日記 九番

〔表紙〕

嘉永四亥年六月四日出立

二ツ嶽一件出府日記

九番 神保十左衛門

〔本文〕

〔前略〕

裁許受ヨウト彼は言訳斗リ言、ノタマイタメ
吟味受るカ、又ハくら所へ行カ、此温氣ニ體失、サア
トウダ~~~~ト、半時余茂厳敷御利解

二面 一言も不申立、宿見兼、暫シ御下ケ願上候処、御下ケニ
相成候処、朝五ツ半前より八ツ時頃迄右之御吟味を

請、一同ヨハリハテ、茶漬喰ひ湯ヲ吞居候処、池端村一件

相手方斗リ御呼込ニ相成、又左衛門・六左衛門御白洲ハイル、

九兵衛義ハ全病氣無、之、毛病ニ喉事致候得共、

基々九兵衛非竟之致方ニ候、猶又七ツ過頃、又左衛門・

六左衛門御白洲ヨリ下、程なく伊香保村猶又御呼込相成、

半時余も御吟味下リ御腰掛ニ参、たばこ二・三ふく吞ミ、

猶又同人御呼込ニ相成、此時も半時余も御吟味、漸く

六左衛門御こし懸江下、其跡江自分共御呼込ニ相成、

御白洲江罷出候処、御掛り様是迄者十左衛門相手方江

夫々利解も申聞タカナ、湯銭を取タ事ハナイト云カ、

我力方ニ駈トいたシタ証拠、有ルカ、証拠力有レハ

吟味之致方も有、十左衛門答上候者、駈トいたシタ証拠

ト申デモ御座リ升セヌカ、差押ヘマシタ湯治人より

〔後略〕

(前橋市池端町 前橋市池端町自治会文書

P 9 5 1 5・No. 9)